

2025年7月22日

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会 委員会次第

日時：2025年7月22日(火)10:30～

場所：河原センタービル2階

準備委員会事務所

1. 挨拶

2. 報告事項

- ・ 前回委員会（2025.5.12）の議事録確認

3. 決議事項

- 第1号議案 市道南北線（通称：なんば広場（仮称））における歩行者利便増進施設等の公募の経過報告と基本協定書の締結について
- 第2号議案 なんば広場（仮称）の通称決めについて

4. 今後の予定（調整中）

（1）安まち協役員会

④ 8月8日（金）13時～@準備委員会事務所

（2）準備委員会

④ 8月22日（金）15時～17時の間（予定）@準備委員会事務所

以上

2025年7月22日

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会

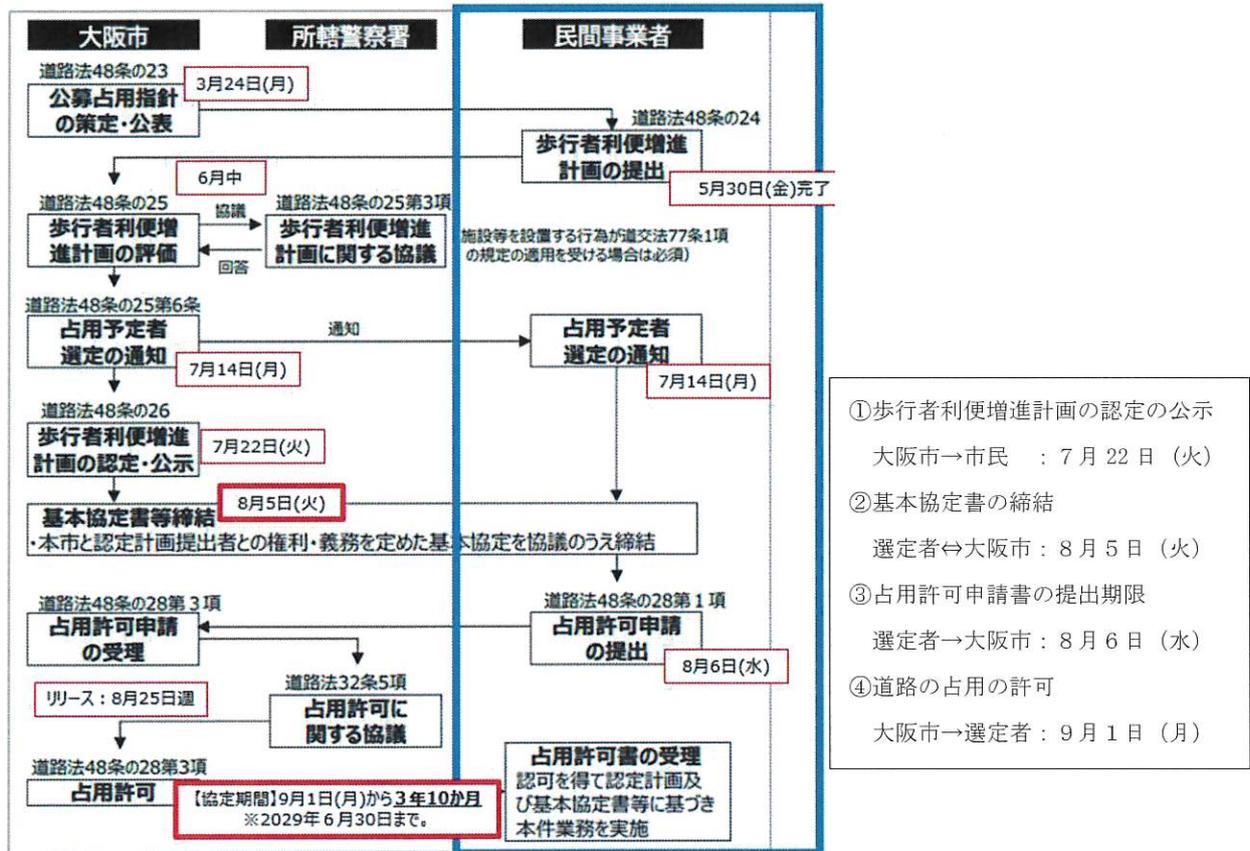
構成員 南海電気鉄道株式会社

市道南北線（通称：なんば広場（仮称））における歩行者利便増進施設等の公募の
経過報告及び基本協定書の締結について

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会より応募した「市道南北線（通称：なんば広場（仮称））における歩行者利便増進施設等の公募」について、2025年7月17日に採択通知を大阪市より受電した。

9月1日（月）からの次期管理運営者として大阪市と基本協定を締結したく、下記の通り経過報告及び協定内容を審議いたしたい。

1. 当面の手続き等のスケジュール



※上記スケジュールでの推進にあたり、8月下旬にも別途準備委員会を開催いたしたい。

日程候補：8月22日（金） 15時～17時の間、1時間程度

2. 9月1日以降の社会実験推進スケジュール

- (1) 8月25日週：準備委員会が運営事業者として、運営する旨プレスリリース
- (2) 9月1日以降、全体スケジュールに基づき各種事業を推進 ※別紙①参照

3. 基本協定書の締結について（基本協定とは別途、業務の細目については単年度協定を締結）

(1) 締結内容（抜粋） ※別紙②参照

- ・当協定は、8月5日（火）に締結の上、大阪市に対し、8月6日（水）に道路占用許可申請を行う
- ・締結先は、大阪市長（道路管理者）・計画調整局長・当委員会の三者契約
- ・期間は、2025年9月1日から、2029年6月30日まで
- ・違約金について、
 - ア. 万が一、暴力団だった場合、 200万円程度 ←維持管理経費約1,000万円の20%
 - イ. その他事業者都合の場合 100万円 ←維持管理経費約1,000万円の10%
 - ウ. 天変地異等やむを得ない場合 減免
- ・認定計画に変更がある場合、協定内容の変更手続きが必要

(2) 締結主体

- ・なんば広場マネジメント法人設立準備委員会が締結主体となるが、準備委員会は任意団体であり、契約主体になれないため、公募提出時同様に代表構成員南海電気鉄道株式会社が押印手続きを行う。

以上

市道南北線（通称：なんば広場（仮称））における
歩行者利便増進施設等の公募占用指針に基づく基本協定書
（案）

【令和7年3月時点】

※本基本協定書（案）は、現時点において想定される大阪市及び認定計画提出者の基本的な役割分担等を記載したものであり、歩行者利便増進計画の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

目次

第1章 総則	1
(事業の目的)	1
(歩行者利便増進計画の認定、許可)	1
(優先順位)	2
(協定期間)	2
(認定計画の変更)	2
(本件業務の対象施設)	3
(本件業務の範囲)	3
(施策への協力)	4
(道路の占用の許可)	4
(本件業務にかかる経費及び利益の取扱い)	5
(公租公課)	6
第2章 丙の責任	6
(法令上の責任)	6
(善管注意義務)	6
(業務責任者)	6
(第三者委託等の制限)	6
(権利義務の譲渡制限等)	7
(秘密の保持)	8
(事故等への対応)	8
(臨機の措置)	8
(文書管理及び情報公開)	9
(個人情報等の保護)	9
(個人情報等の管理)	10
(教育の実施)	11
(公正な職務の執行に関する責務)	11
(暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入)	11
(人権研修の実施)	11
(職員の雇用)	12
第3章 本件業務の実施に当たっての負担区分等	12
(損害賠償に係る費用負担)	12
(リスク負担)	12
(保険加入)	12
第4章 点検、監督指導及び事業報告	12
(点検、評価、報告及び監督指導等)	12
(業務内容の変更、中止等)	13
(事業報告書)	14
第5章 認定の取消し等	14

(認定の取消し又は本件業務の停止)	14
(認定計画提出者の地位時の辞退等)	14
(損害賠償)	15
(認定の取消し等の公表)	15
(事情変更による認定の取消し等)	15
第6章 原状回復及び引継ぎ	16
(本件業務の終了に伴う原状回復)	16
(引継ぎ)	16
第7章 補則	16
(重要事項の変更届出)	16
(連合体に関する特約)	16
(準拠法)	16
(補則)	16

大阪市（道路管理に係る権限に属する部分に限る。以下「甲」という。）、大阪市（なんば広場（仮称）及びその周辺エリアのまちづくりを担う契約に係る権限に属する部分に限る。以下「乙」という。）及び道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）第48条の26第1項において歩行者利便増進計画の認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）である「●●●●」（以下「丙」という。）は、認定された歩行者利便増進計画（以下「認定計画」という。）の履行に関し、必要な事項について、次のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（事業の目的）

第1条 本事業は、甲乙丙がより積極的に協力し、令和4年7月に大阪市が作成した「なんば駅周辺における空間再編推進事業整備プラン」および都市再生整備計画「なんば駅周辺地区」に定めた目標、整備方針等に沿って、エリアの一層の活性化を図るために整備されたなんば広場（仮称）の道路空間を有効活用し、道路法第48条の23に基づく道路の占用及び公募の実施に関する指針（以下「公募占用指針」という。）に規定する歩行者利便増進施設等（以下「公募対象歩行者利便増進施設等」という。）である景観形成広告塔等やイベント施設等を設置して収益活動業務を行い、その収益を用いて、当地区の道路空間を良好に維持するための地域環境保全に関する業務やにぎわいの創出、安心して安全な環境づくり、地域情報等の発信及び地域との連携といった都市再生及び歩行者の利便増進に資する非収益活動業務を実施（以下、これらの業務を総称して「本件業務」という。）するものであり、これにより、エリアマネジメントによる車中心から人中心への空間再編・観光拠点の推進を目指すもの。

（歩行者利便増進計画の認定、許可）

第2条 甲は、道路法第48条の26に基づき丙が提出した歩行者利便増進計画を認定し、本基本協定第6条第1項に掲げる公募占用指針に規定する公募対象歩行者利便増進施設等について、道路法第32条第1項又は第3項に基づく道路の占用の許可を発する。

2 丙は、法令等を遵守しつつ、前項の許可処分にに基づき、市道南北線（通称：なんば広場（仮称））に設ける歩行者利便増進施設等に係る公募占用指針（以下、「本公募占用指針」という。）、認定計画、本基本協定及び甲乙丙が各事業年度（本基本協定で事業年度とは、7月1日から翌年6月30日までをいう。ただし、1年度については、令和7年9月1日から令和8年6月30日までを事業年度とする。）に締結する協定（以下「年度協定」という。）に従い、誠実かつ公正、公平に本件業務を実施するものとする。

3 甲乙丙は、毎年度、当該年度の前年度末日までに、本件業務に係る次の各号の内容について、年度協定として締結するものとする。

- (1) 本件業務の細目に関する事
- (2) 認定計画に記載の収支計画に差が生じた場合に関する事
- (3) 協定期間に関する事
- (4) 成果指標に関する事
- (5) 事業計画に関する事
- (6) 事業報告書に関する事
- (7) 違約金に関する事
- (8) その他、本件業務の実施に関する事

(優先順位)

第3条 本基本協定に定めのない事項については、認定計画、本公募占用指針並びに当該公募にあたっての質問の回答及び追加資料（以下、これらを総称して「認定計画等」という。）の記載内容が適用されるものとし、これらに定めのない事項については、甲乙丙協議の上、本基本協定及び年度協定においてこれを定めるものとする。

- 2 本基本協定及び認定計画等においてそれぞれ定める規定に相反するものがある場合、本基本協定の規定が優先するものとする。

(協定期間)

第4条 本基本協定の期間は、協定締結日から令和11年6月30日（認定計画の有効期限（予定））までとする。

(認定計画の変更)

第5条 丙は、本件業務の実施にあたり、道路法第87条第1項に規定する基準等を踏まえ、災害等による道路状況の変化、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定計画を変更する必要がある場合には、甲に変更の認定を受けなければならない。また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、関係機関から認定計画の変更を求められた場合に、甲は丙に認定計画の変更を求めることとする。

- 2 丙は、認定計画として認定を受けた公募対象歩行者利便増進施設等のうち、広場の運用状況等に照らして占用に関する計画の変更が必要な場合は、認定計画を変更し、変更の認定を受けなければならない。

- 3 丙は、第31条に掲げる自己点検や事業評価等を踏まえ、認定計画に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等の構造変更又は占用範囲の変更を伴う業務拡充の提案を行う場合、甲と協議の上、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであることが認められるものに限り、公募対象歩行者利便増進施設等の構造変更等を行うことができるものとする。その場合、丙は、事業計画が具体化した時点で甲乙と協議を行い、認定計画を変更し、甲の変更の認定を受けなければならない。

- 4 丙は、第31条に掲げる自己点検や事業評価等を踏まえた、構造変更又は占用範囲の変更を

伴わない公募対象歩行者利便増進施設等の機能充実や、道路維持管理業務などの公募対象歩行者利便増進施設等の設置を伴わない非収益活動業務の変更などの提案を行う場合は、甲乙と協議の上、本基本協定又は年度協定を変更するものとする。

(本件業務の対象施設)

第6条 丙が設置及び管理運営を行う公募対象歩行者利便増進施設等は次のとおりとする。

- (1) 認定計画に基づく公募対象歩行者利便増進施設等であり、道路法第33条第2項第3号に基づく利便増進誘導区域として指定された市道南北線(通称:なんば広場(仮称))に設置する景観形成広告塔等(デジタルサイネージ・バナー等)(本公募占用指針2(3)1)に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等A(以下「施設等A」という。))
 - (2) 同上に設置するベンチ等(机及び椅子等)及びイベント施設等(本公募占用指針2(3)1)に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等B(以下「施設等B」という。))
 - (3) 同上に設置する案内サイン等(本公募占用指針2(3)1)に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等C(以下「施設等C」という。))
 - (4) 同上に設置するベンチ等及びイベント施設等(本公募占用指針2(3)1)に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等D(以下「施設等D」という。))
 - (5) 同上に設置するイベント施設等(本公募占用指針2(3)1)に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等E(以下「施設等E」という。))
 - (6) 認定計画に基づく道路占用施設等であり、市道南北線(通称:なんば広場(仮称))に設置するカメラ等(本公募占用指針2(3)1)に掲げる公募対象道路占用施設等F(以下「施設等F」という。))
 - (7) 認定計画に基づく道路占用施設等であり、市道南北線(通称:なんば広場(仮称))に設置する無線基地局(本公募占用指針2(3)1)に掲げる公募対象道路占用施設等G(以下「施設等G」という。))
 - (8) 認定計画に基づく本件業務のうち、丙の提案業務において設置する案内サイン等(本公募占用指針2(3)2)に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等H(以下「施設等H」という。))
 - (9) 認定計画に基づく本件業務のうち、丙の提案業務において設置する購買施設等(本公募占用指針2(3)2)に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等I(以下「施設等I」という。))
 - (10) 認定計画に基づく本件業務のうち、丙の提案業務において設置する景観形成広告塔等(本公募占用指針2(3)2)に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等J(以下「施設等J」という。))
- 2 丙が本件業務として第7条第1項各号に掲げる業務を実施する道路施設等は、認定計画に基づく範囲とし、本公募占用指針3に定めるとおりとする。

(本件業務の範囲)

第7条 本件業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 地域環境保全に関する業務
 - (2) にぎわい創出にかかる業務
 - (3) 広告に関する業務
 - (4) 安全で安心な環境づくりに関する業務
 - (5) 地域情報等の発信及び地域との連携業務
 - (6) 利益確保時に必須業務となる業務
 - (7) 効果測定・検証に関する業務
 - (8) 次期占有者への移行に関する業務
- 2 丙は第1項の業務の実施に当たっては、別途、甲乙と協議の上、あらかじめ事業計画を乙に提出し、承認を得なければならない。乙の承認後、丙は甲に事業計画を提出することとする。
- 3 丙は、前項の事業計画を提出するにあたり、認定計画の内容に変更が生じた場合は、第5条の規定に基づく認定計画の変更の事業計画を乙に提出し、承認を得た上で、甲に提出しなければならない。
- 4 公募占有指針3(1)地域環境保全に関する業務を実施するにあたり、本基本協定締結後別途、甲丙で「道路の維持管理における確認書(仮称)」を締結すること。
- 5 丙は、本件業務の実施について、都市再生整備計画の目標及び指標の達成度合について検証するため、成果指標とそれにかかる目標値を設定し、乙の承認を得るとともに、成果指標とそれにかかる目標値については、年度協定で定めなければならない。

(施策への協力)

第8条 丙は、甲及び乙が実施する施策及び事業に協力しなければならない。

(道路の占有の許可)

- 第9条 丙は、認定計画に基づき第6条第1項に示す公募対象歩行者利便増進施設等に係る道路の占有の許可申請を行い、甲の許可を得なければならない。
- 2 丙は、第6条第1項、第2号(うち、ベンチ等)、第3号及び第6号に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等について、認定計画の認定日から原則15日以内に占有許可申請の手続きを行わなければならない。第6条第1項第1号、第2号(うち、イベント施設等)、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号及び第10号に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等については、認定計画に基づく本件業務に伴い、道路占有の必要が生じるたびに占有許可申請の手続きを行わなければならない。
- 3 丙は、第6条第1項各号に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等について、第5条に基づき認定計画の変更が生じる場合、変更の認定日から原則15日以内に占有許可申請の手続きを行わなければならない。
- 4 前2項の占有許可申請の手続きを、特段の理由無く丙が行わない場合は、甲は認定計画の認定を取り消すものとする。
- 5 第2項のうち第6条第1項第1号(うち、デジタルサイネージ等)、第2号(うち、ベン

チ等)、第3号、第6号及び第7号に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等の占用期間は、認定計画の有効期限である令和11年6月30日までとする。

- 6 第6条第1項各号に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等のうち、同項第7号に掲げる施設G以外の施設等については、占用料は免除とする。
- 7 丙は、認定計画に基づき第6条第7号に掲げる施設Gの占用料の額(水平投影面積1㎡当たり年額●●●円)を甲に支払う。なお、占用料算出の対象となる面積は、認定において示された施設等の面積とする。
- 8 丙は、事業年度ごとに甲が発行する納入通知書により納入期限内に占用料をそれぞれ納付するものとする。ただし、当該許可日や許可期限日の属する年で、占用許可の期間が1年に満たない場合は、月割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。

(本件業務にかかる経費及び利益の取扱い)

- 第10条 本件業務にかかる経費及び利益の取扱いについては、公募占用指針4(3)に定めるとおりとし、認定期間内の本件業務の業務費、公租公課、応募にかかる費用その他本指針にて規定する費用等業務を実施するにあたり必要な一切の費用を丙が負担するものとする。
- 2 丙は、毎年度の収入の実績額が、認定計画の収入の提案額を下回った場合であっても、原則として、丙が行う業務の内容は変更しないものとし、認定計画に記載のとおり業務を実施するものとする。なお、本件業務の収入の総額が経費の総額を下回った場合であっても、その差額は丙が負担し、甲乙は補填等を行わないものとする。
 - 3 本件業務のうち、イベント関連業務を除く業務における経費の総額(公募占用指針5(3)3)に掲げる「その他業務経費基本額」)が、認定計画に記載の金額を上回った場合、その差額は本件業務の経費に含めないものとし、丙の負担とする。
 - 4 本件業務のうち、イベント関連業務における経費の総額(公募占用指針4(3)3)に掲げる「イベント関連業務経費基本額」)が、認定計画に記載の金額を上回った場合、その差額の取扱いについては乙丙協議の上で決定するものとし、イベント関連業務の収益向上に向けた経費やその他イベント関連業務のために必要な経費と認められない経費については、本件業務の経費に含めないものとし、丙の負担とする。
 - 5 丙の実績業務量が提案業務量を下回る場合は、甲乙丙協議の上、丙は未実施分の業務量に相当する非収益活動を実施するものとする。この場合、未実施となった業務量の算定については、一般に公正妥当と認められる方法により丙が業務量を算定した書面を甲及び乙に提出し、実施する業務の内容を甲及び乙が指示するものとする。
 - 6 前項の規定による認定有効期間内に未実施業務の代替となる非収益活動が、やむを得ず実施できなかった場合は、その業務量を丙が一般に公正妥当と認められる方法により金額換算したものを書面で甲及び乙に提出し、各年度の翌年度の7月31日までに丙が甲又は乙にその金額を支払うものとする。なお、これらの金額の確認及び納付の方法は、別途甲又は乙により指示するものとする。
 - 7 丙は、公募占用指針4(11)2)に基づき、各事業年度の翌事業年度の7月31日までに、事

業収支報告書を乙の承認を得たうえで甲に提出するものとする。

- 8 乙は、前項により提出された書面に従い、公募占用指針4（11）2）に基づく本件業務にかかる利益額を確認し、丙に通知するものとする。
- 9 前項で通知された利益額の50%に相当する行政還元額の使途については、甲乙丙協議の上で決定するものとし、その内容に応じて年度協定を変更するものとする。
- 10 丙は、前項の書面で各事業年度終了後に行政還元額の残余が生じ翌事業年度に繰越さない場合や、最終事業年度終了後に利益の残余が生じている場合においては、公募占用指針4（3）2）の規定に基づき、残余額を甲又は乙に支払うものとする。
- 11 丙は、甲又は乙の請求に基づき前項の規定による残余額を別表1に定める納付期限までに甲又は乙に納付するものとする。

（公租公課）

第11条 本件業務に関連して生じる公租公課は、丙が負担する。

第2章 丙の責任

（法令上の責任）

第12条 丙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

（善管注意義務）

第13条 丙は、本基本協定、年度協定、本公募占用指針及び認定計画等を遵守し、認定計画の提案内容を実現すべく、善良な管理者の注意をもって本件業務を執行しなければならない。

（業務責任者）

第14条 丙は、本件業務の実施及び公募対象歩行者利便増進施設等の設置・管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、本基本協定及び年度協定の履行に関し、本件業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第31条第2項に定める報告、第33条に定める事業報告、認定の辞退に係る権限を除き、本基本協定及び年度協定に基づく丙の一切の権限を行使することができる。

（第三者委託等の制限）

第15条 丙は、本件業務の全部を一括して、又は甲が本公募占用指針に指定した主たる業務を第三者委任（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

- 2 丙は、本件業務の一部を第三者委託する場合は、乙の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更する場合も同様とする。
- 3 甲は、丙に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由書等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項の規定により丙から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
- 5 丙は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
- 6 丙は、当該業務の一部を再々委託等させるときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により、乙の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更する場合も同様とする。
- 7 丙は、第2項の規定により第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、乙に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。
- 8 丙は、第2項及び第6項の規定により本件業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
- 8 丙は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を本件業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
- 9 丙は、第2項及び第6項の規定により本件業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、乙に提出しなければならない。ただし、乙が必要でないと判断した場合はこの限りでない。
- 10 丙は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに乙に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第16条 丙は、本基本協定又は年度協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により乙の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 丙は、本件業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により乙の承諾を得た場合は、

この限りでない。

(秘密の保持)

第17条 丙は、本基本協定及び年度協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 丙は、本件業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により乙の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 丙は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 丙は、占有許可期間の満了又は占有許可の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

(事故等への対応)

第18条 丙は、甲及び乙と協議の上、事故、災害等に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 丙は、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。）が発生した場合に備え、甲、乙、及びその他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を甲及び乙に報告しなければならない。
- 3 本件業務の実施中に災害等が発生した場合、丙は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 本件業務の実施中に事故が発生した場合、丙は、当該事故発生の原因の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに甲及び乙にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、丙は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により甲及び乙に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について甲及び乙の指示に従わなければならない。
- 6 甲は、緊急性を要する場合、丙に事前に告知することなく応急処置ができるものとする。但し、緊急性を要しない場合は丙に通知の上、対応するものとする。
- 7 甲は、緊急性を要する理由により、前項の規定に基づき、丙に対し無告知で応急処置を行った場合、事後に丙に通知するものとする。
- 8 甲が実施する道路施設の応急処置について、地震や大雨等による天災や道路陥没等の予期せぬ事故等によりやむをえず丙の設置する占有物件の除却が必要となる場合、丙は甲に対し求償権を有しない。

(臨機の措置)

第19条 丙は、本件業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、丙は、あらかじめ、乙の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、丙は、その行った措置の内容を乙に直ちに通知しなければならない

い。

- 3 乙は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、丙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 臨機の措置を行うにあたり、道路管理上支障が生じる状況に至っている場合、または支障が生じることが予見される場合、前3項の「乙」を「甲及び乙」に読み替えるものとする。
- 5 丙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、本件業務にかかる経費の範囲において丙が負担することが適当でないとき甲及び乙が認める部分については、甲又は乙がこれを負担する。

(文書管理及び情報公開)

第20条 丙は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 丙は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、公募対象歩行者利便増進施設等の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 丙は、対象文書等について、適正に管理し、別表2に定める保存期間が満了するまでの間保存しなければならない。
- 4 乙は、乙が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、丙にその写しを提出するように求めるものとする。
- 5 丙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 6 丙は、認定期間の満了又は認定の取消しと同時に、乙の指示に従い、対象文書等及びその写しを乙又は新たな認定計画提出者に引渡し又は廃棄しなければならない。
- 7 丙は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により乙にその旨を報告しなければならない。

(個人情報等の保護)

第21条 丙は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、本基本協定及び年度協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 丙は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 丙は、認定期間の満了又は認定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。
- 4 丙は、本件業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。